



お急ぎください！

10月15日（木）が締め切りです！

令和3年春の確定申告 に間に合います！

国民年金基金の掛金は、その **全額が社会保険料控除** となります

令和2年10月15日（木）まで に加入の申出をいただければ、

令和2年分の確定申告 で **課税所得を減らす** ことができます

この機会にぜひ、歯科医師国民年金基金への加入をご検討ください

人生100年時代の **プラス** 年金

年金が
増やせる

税金が
おトク

 **新規ご加入キャンペーン** 

最大5,000円分 のQUOカードを
もれなく 差し上げます！

詳しくは当基金までお問い合わせください

歯科医師と従業員のための **公的な** 個人年金

歯 科 医 師 国 民 年 金 基 金

フリーダイヤル **0120-155-950** 平日（9：30～17：30）



令和3年春の確定申告で所得控除額を **増やせます!**



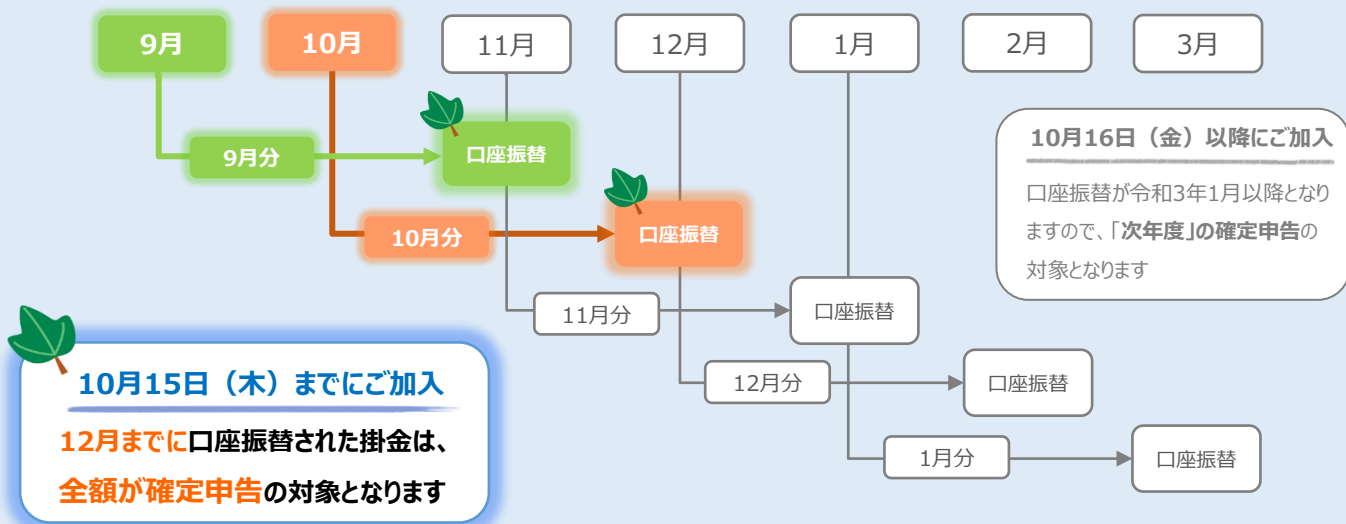
令和2年12月までにお支払いいただいた掛金は、確定申告時に「**社会保険料控除**」として

所得控除 することができます

加入申出から掛金の口座振替までのスケジュール



国民年金基金の掛金は、原則として **加入申出月の翌々月から口座振替** となります



つまり!

確定申告で所得控除額を増やすには...

令和2年10月15日 (木) までに加入申出いただく必要があります!

例えば

掛金月額上限の68,000円で、**9月** にご加入いただいた場合

対象月

9月分

10月分

引落月

11月

12月

2ヶ月分 × 68,000円

136,000円

令和2年中の引落しは **合計2ヶ月分** となり、**136,000円** が所得控除できます



さらに「一括納付」をすると、所得控除額を増やせます！



加入申出月から、翌年3月分までの掛金をまとめて引き落としする「一括納付」をお申出いただくと、令和2年12月までに口座振替された掛金は、その **全額を確定申告で「社会保険料控除」として所得控除することができます** ※「一括納付」には、掛金の引落しに伴う割引はございません

ご加入月分

9月分

10月分



「一括納付」した場合

11月分

12月分

1月分

2月分

3月分



掛金月額上限の68,000円で、**10月15日（木）**までにご加入された場合

※ 9月にご加入いただいた場合には、所得控除額に「9月分」が加算されます

	一括納付あり	一括納付なし
ご加入月分	10月分	10月分
一括納付分	11月分～3月分	—
引落日数	6ヶ月分	1ヶ月分
所得控除額	408,000 円	68,000 円

「一括納付」って、申し込みはどうするの？

「一括納付申出書」を別途ご提出いただく必要があります。詳しくは当基金までお問い合わせください

締め切りは10月15日（木）までとなります

翌年度からは・・・

4月分から翌年3月分までの掛金をまとめて引き落としする「前納」をご利用いただけます
「前納」の割引率など、詳しくは当基金までお問い合わせください



国の年金だけでは足りない老後の生活費

人生100年時代



日本人の平均寿命は伸び続けています



男性：81.41歳 女性：87.45歳 (厚生労働省 令和元年度簡易生命表の概況)



老後の生活費って、どのくらい必要？

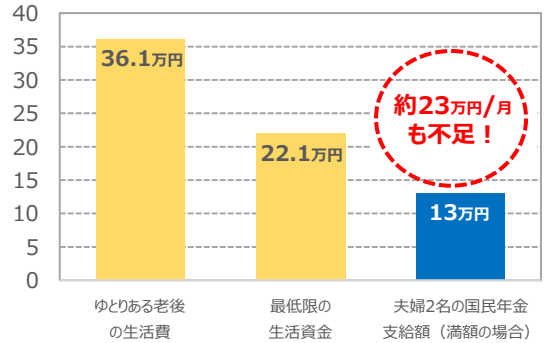
65歳から...

老後に夫婦に必要な最低限の生活費 約 22 万円/月

ゆとりある老後を送るために必要な生活費 約 36 万円/月

(生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」より)

老後に夫婦で必要となる生活費



国の年金って、どのくらい受け取ることが出来る？

国民年金 (老齢基礎年金) だけの場合...

満額の受取年金額は 約 6.5 万円/月 (令和2年度価額)

Point

老齢基礎年金を夫婦で満額受給しても、合計で 13 万円/月、ゆとりある老後を過ごそうと思うと、約 23 万円/月も不足

→ この一部を補うのが **国民年金基金** です

そこで!

人生100年時代の「プラス」年金

今こそ!

長生きリスクに対応できます

掛金は、全額所得控除できます

一生涯の年金が増やせて

税金がおトクで

国民年金基金...

一生涯 受け取ることができる終身年金が基本

国民年金基金

国民年金 (老齢基礎年金)

老齢基礎年金...

65歳から 一生涯 受け取ることができます

所得税・住民税が軽減できます

掛金

実質掛金

掛金額を軽減できます

払込掛金 - 軽減税額 = 実質掛金負担額

年金額が決まるので、

老後資金の不足分を **確実に補えます**

年間最大 **816,000 円** (月額68,000円) を

全額所得控除 することができます